

1.1 公的医療機関等の役割

(1) 現状と課題

- 公的医療機関等は、地域における良質な医療提供体制の確保のため重要な役割を果たしているが、こうした役割を今後も持続的に担っていくために、民間医療機関も含め地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化していく必要がある。

県内の公的医療機関等（医療法第7条2第1項に規定する病院、国立病院機構、国立大学病院等）は26病院であり、県内病院数（94病院）の約1/4に当たり、病床数では全病床数（一般、療養、精神など）の約4割を占めている（平成30年3月31日現在）。

公的医療機関等は、民間医療機関による提供が困難な救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療等の政策医療を数多く担っており、地域において、良質な医療を提供する体制を確保するために重要な役割を果たしている。

今後とも、公的医療機関等が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、これまで以上に経営の効率化を図るとともに、民間医療機関も含めた地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化していく必要がある。

公立病院を設置する地方公共団体では、国が示す「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成29年3月までに各病院の経営改革プランを策定している。

平成29年8月に、「公的医療機関等2025プラン」の策定について国から通知が出され、プラン等に基づき、地域における協議を行っていくこととなっている。

(2) 対策

- 公的医療機関等は、地域医療構想達成に向けて自らが担うべき医療機能等及び医療資源を明らかにし、地域医療構想調整会議の議論を通して、地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化する。
- 特に公立病院は、立地条件や求められる医療機能の違いを踏まえつつ、地域医療構想を踏まえた当該病院の役割や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を検討していく必要がある。

公的医療機関等は、地域医療構想調整会議等において、策定した「公的医療機関等2025プラン」に関する議論を通じて、自らが地域において担うべき医療機能及び医療資源を明らかにし、民間医療機関を含めた地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化する。

公立病院は、当該病院を設置している地方公共団体が策定した「新公立病院改革プラン」に即して、立地条件や求められる医療機能を踏まえつつ、地域医療構想を踏まえた当該病院の役割や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割について検討していく必要がある。

公的医療機関(病院)が行う救急医療等確保事業

(平成30年1月31日現在)

医療圏	病院名	救急医療等確保事業												
		救急医療			災害医療	へき地医療	周産期医療	小児医療(小児救急医療含む)	がん診療連携拠点	エイズ拠点	難病	臓器移植	骨髄移植	精神科救急
		救急告示病院	病院群輪番制	救命救急センター又は大学病院部	◎基幹災害拠点病院 ○地域災害拠点病院	へき地医療拠点病院	◎総合周産期母子医療センター ○高度周産期母子医療センター	◎中核病院 ○地域医療センター □地域支援病院	◎県拠点 ○地域拠点 ◇協力病院 □推進病院	◎中核拠点病院 ○拠点病院	拠点病院	移植病院	移植病院	基幹病院
南加賀	(独)国立病院機構石川病院								○					
	加賀市医療センター	○												
	国民健康保険小松市民病院	○			○			□	○	○				
	国民健康保険能美市立病院	○												
	医療圏計	3			1			1	1	2				
石川中央	(独)国立病院機構金沢医療センター	○	○		○		○	○	○	○		○		
	国立大学法人金沢大学附属病院	○		○			○	◎	◎	○	○	○	○	
	金沢市立病院	○	○		○				□					
	金沢赤十字病院	○	○		○				□					
	国家公務員共済組合連合会北陸病院	○	○											
	(独)国立病院機構医王病院									○	○			
	(独)地域医療機能推進機構金沢病院	○	○						□					
	石川県立中央病院	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎			○	
	石川県済生会金沢病院	○	○						□					
	公立松任石川中央病院	○			○				□					
	公立つるぎ病院	○				○								
	石川県立高松病院													○
	津幡町国民健康保険直営河北中央病院	○												
医療圏計	11	7	2	5	2	3	3	8	4	2	2	2	1	
能登中部	公立羽咋病院	○			○									
	町立宝達志水病院	○												
	町立富来病院	○												
	(独)国立病院機構七尾病院													
	公立能登総合病院	○		○	○	○		□	◇	○				
	医療圏計	4		1	2	1		1	1	1				
能登北部	市立輪島病院	○			○	○								
	公立穴水総合病院	○				○								
	公立宇出津総合病院	○												
	珠洲市総合病院	○			○	○								
	医療圏計	4			2	3								
県計	22	7	3	10	6	3	5	10	7	2	2	2	1	

- 1 公的医療機関(病院)とは、国立病院機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、国家公務員共済組合連合会、地域医療機能推進機構、自治体病院、国立大学病院等をいい、本県には上記の26病院がある。
- 2 救急医療等確保事業とは、医療法第30条の4第2項第5号イ～へに規定する事業(政策的な事業)をいう。